平成２６年（フ）第４１号
岡山県笠岡市美の浜６番地10　クレール美の浜Ｃ－３号室
債務者　渡辺　将吾
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２４４号
埼玉県上尾市大字瓦葺1102番地４　ライオンズマンション上尾原市502
債務者　横田亜矢子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９３号
埼玉県久喜市鷲宮2789番地１　県営金山団地３棟204号
債務者　長島　由季
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５３号
埼玉県川口市大字安行領家257番地の10、旧住所さいたま市南区大字太田窪2135番地
債務者　藤本　俊雄
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
埼玉県久喜市小右衛門1037番地５
債務者　石田　一夫
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
埼玉県久喜市小右衛門1037番地５
債務者　石田　芳江
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
埼玉県川口市大字木曽呂852番地の１　プチフール102号、旧住所さいたま市桜区大字上大久保810番地８
債務者　稲葉　邦明
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
埼玉県川口市領家４丁目８番６―304号　アルファスクエア川口グランデ
債務者　前田富貴子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
埼玉県蕨市塚越５丁目31番９号　木村荘205号
債務者　佐藤　貢
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
埼玉県蕨市塚越５丁目31番９号　木村荘205号
債務者　佐藤　仁
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
埼玉県新座市池田３丁目３番44号
債務者　田部レジーナこと　タベレジーナバウティスタ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
さいたま市北区日進町２丁目541番地１　小堤ハイツ305号
債務者　林　幸雄（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
さいたま市桜区大字白鍬479番地２　メゾン白鍬201、旧住所さいたま市中央区本町西５丁目４番12号
債務者　益子　功
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
松江市西津田１丁目10番22―306号　マンション松原、前住所松江市東出雲町揖屋2787番地８
債務者　野尻　亮
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
佐賀県多久市東多久町大字納所6392番地９
債務者　中野　勢治
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
大分県日田市大字渡里1074番地３　パルテール21Ａ―103号
債務者　福嶋　美貴
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第２９号
群馬県高崎市八千代町３丁目15番18号
債務者　齋藤　勝彦
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部